

所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設
シミズひまわりの里

厚生労働省の規定に基づき、当施設の所定疾患施設療養費の算定状況について、以下のとおり公表します。なお、当施設では「所定疾患施設療養費Ⅰ（239単位/回）」を算定しています。

【算定要件】

1. 所定疾患療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりである。
イ) 肺炎 ロ) 尿路感染症 ハ) 带状疱疹 ニ) 蜂窩織炎 ホ) 慢性心不全の増悪
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 慢性心不全の増悪について、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できないこと。
6. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
7. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【2025年度 算定状況】（算定期間：2025年4月1日～2026年3月31日）

イ) 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	1	0	6

ロ) 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	4	1	4	4	3	3	2	3	0	3	2	3	32
日数	19	5	17	20	12	7	9	14	0	14	7	11	135

ハ) 带状疱疹

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ニ) 蜂窩織炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	1	1	0	0	3	2	2	1	0	0	0	11
日数	7	3	2	0	0	11	10	10	3	0	0	0	46

ホ) 慢性心不全の増悪

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

合 計（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	5	2	5	4	3	6	4	5	2	4	3	3	46
日数	26	8	19	20	12	18	19	24	7	15	8	11	187

以 上